



コンプライアンス

正直な企業であり続けます。

コンプライアンス確保への取り組み

基本的な考え方

ロッテでは、法令を遵守することはもちろん、倫理的に正しく、正直な行動を実践する企業であることを基本としています。

従業員全員が共通の行動基準に基づいて業務を執行できるよう、2008年にはその指針となる行動憲章を策定しました。この行動憲章をグループ全体に浸透させ、グループ全体でのコンプライアンス意識の向上を図るために、全社員にコーポレートメッセージ、企業理念、行動憲章をまとめた小冊子を配布し、さらにパネル化して各部署に掲示しています。

このほか、朝礼時に各部署での、企業理念の唱和を推奨し、理念の周知徹底を図っています。

社内通報システムの設置

従業員が、法令違反などの不正行為や、パワー・ハラスメントなどの倫理違反をはじめとするコンプライアンス上の問題を発見した際の相談窓口として、法令違反相談窓口「クリーンライン」を2006年より運営しています。

この制度は、従業員（正社員、契約社員、派遣社員、嘱託社員、パート・アルバイト）が法令違反に気づいた際に、社内担当窓口到手紙や電子メール、電話で直接相談できる仕組みです。相談内容については、事実を調査した上で是正措置を取り、その後、改善したかどうかを確認しています。また、対応に当たっては通報者のプライバシー保護に努めるとともに、通報による不利益が発生しないよう細心の注意を払っています。

	2015年度	2016年度	2017年度
重大な不正行為	なし	なし	なし

このほか、職場でのセクシャル・ハラスメントを防止するため、1999年に専用の相談窓口「ロッテグループセクハラ相談窓口」を設置し、電話での相談を受け付けています。

❖ 情報の適切な管理・運用

セキュリティポリシーに基づき、「情報セキュリティマネジメント委員会」を設置して、お客様や従業員の個人情報、技術に関わる機密情報を保護・管理しています。

情報セキュリティマネジメント委員会は、従業員が情報や情報システムに関する方針を遵守しているかどうかを監視する役割も担っています。2016年度には同委員会が主導して標的型攻撃メール訓練を実施し、2017年度には、この訓練結果のレポートを公開して注意喚起を行いました。

	2015年度	2016年度	2017年度
違反行為	なし	なし	なし

❖ コンプライアンス研修の実施

法令や社会規範を遵守した、公正で透明な取引を徹底するために、従業員を対象としたコンプライアンス研修を行っています。2017年度は、前年度に引き続き、グループ会社の新入社員を対象に、DVDなどの教材を使用した研修を実施しました。

今後も従業員を対象に、計画的にコンプライアンス研修を継続していきます。

❖ 表示関連法規・基準の遵守／商品表示・広告宣伝への配慮

商品パッケージの表示や広告宣伝活動に当たって、「お客様に信頼される表示・表現」をめざしています。関係法令を遵守することはもちろん、安全性・人権問題・環境問題・社会的倫理性などに留意しながら、適切な表示・表現となるよう細心の注意を払っています。

❖ 知的財産の保護（発明補償制度の導入）

自社の知的財産を重要な資産であると認識し、適切に使用するとともに、他者の知的財産についても、侵害することがないように細心の注意を払っています。また、社員の発明を助長奨励し、社業の発展に資するために、社内の発明に対する「発明補償制度」を設けています。